

令和7年度 第3回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和8年3月18日（水）午後1時30分～3時
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

- 1 開会
- 2 環境水道部長挨拶
- 3 議事
 - (1) 令和7年度の取組み状況について・・・・・・・・・・資料1
 - (2) 令和8年度主な取組み（案）について・・・・・・・・・・資料2
 - (3) 令和8年度磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）について・・資料3
 - (4) その他報告事項
- 4 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日

(順不同)

氏名	団体名等
ヨシノ ヒロユキ 吉野 博行	磐田市自治会連合会
マツモト サチヨ 松本 サチヨ	消費研究グループいそじ会
スズキ ケツコ 鈴木 節子	シニアクラブ磐田市
イトウ エ 伊藤 とし江	いわた消費者協会
イマイズミ カヨ 今泉 佳代	磐田商工会議所
シミズ イサム 清水 勇	磐田市商店会連盟
ヤマモト キョウスケ 山本 享祐	遠州中央農業協同組合
イトウ シンヤ 伊藤 慎弥	中遠リサイクル協同組合
モダ クリステアーネ 茂田 クリステアーネ	磐田市外国人情報窓口
ナガイ シンジ 永井 新次	磐田市議会
カマダ トシミ 鎌田 俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師
ミヨシ アキラ 三好 明	公募
スズキ ルリコ 鈴木 瑠璃子	公募
アツミ レンタロウ 厚海 鍊太郎	公募
オオサカ テルユキ 大坂 晃之	公募

1 令和7年度の取組み状況について

(1) 3Rの推進に関する取組み

①親子 SDGs 体験講座を開催

夏休みに親子で、ごみの減量について考える機会として「食品ロスすごろく」を行った。また、ごみ収集車への乗車体験、ワークショップも同時開催。

参加者数 15組 30名 市内小学5～6年生の親子



②市制施行20周年記念「ごみ減量PR標語」を募集

ごみ減量の機運の醸成を図るため、ごみ減量PR標語を募集。

<全6作品表彰>

小学生以下の部 「分べつは生まれかわれるチャンスだよ」

「リサイクル分別したらゴミじゃない」

「お店ではみんなで意識手前取り」

一般の部 「生ゴミはぎゅっとしぼって軽量化」

「エコバックどこへ行くにも一緒だよ」

「ちょっと待って！それはゴミなの？資源なの？」

作品はごみガイドブックやごみカレンダーに掲載。



③ダンボールコンポスト講座の開催

コンポストを使用することがない大人の初心者を対象とし、気軽に始められるダンボールでコンポストを作る講座を交流センターと共に開催。昨年度中泉交流センターにて実施し、今年度は9月に池田交流センター、3月に御厨交流センターにて実施予定。



④広報いわたによる啓発（詳細は資料4～11ページ）

令和7年6月号 市制施行20周年記念事業 ごみ減量PR標語を大募集

令和7年7月号 生ごみダイエットを始めてみませんか？

令和7年8月号 災害時のごみ収集

使用済ペンなどの回収ボックスを設置

令和7年10月号 減らそう！食品ロス

リユースで530(ごみゼロ)を目指そう！

令和7年12月号 年末年始のごみの搬入、し尿汲み取り

令和8年1月号 資源ごみは集団回収でリサイクル

⑤青年会議所主催キッズエコフェスへの出展

ごみ分別ゲームでの出展を行い、親子で遊びながらごみの9分別を考え、ごみ削減について考えられる機会の提供を行った。



⑥民間企業と連携したリユースの推進

磐田市クリーンセンター・中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入された家具等の粗大ごみや、戸別収集で回収した粗大ごみの中で再利用できる物を「ジモティー」に出品。不用品を一括査定する「おいくら」とも広域で連携協定し、廃棄以外の方法を提案した。

「ジモティー」 粗大 23件 368.95kg

クリーン 19件 97.3kg

「おいくら」 72件 225点

(令和8年1月末現在)

(2)食品ロス削減に関する取組み

①食品ロス削減PRイベントを実施

ブルーレヴズのホームゲームにてフードバンクへの呼びかけやブースの出展を行う等、啓発PRイベントを消費者協会や協定事業者と連携して実施。



②社食を持つ企業への食品ロス削減への働きかけ

・GREENITY IWATA (グリニティ イワタ)

・ヤマハ発動機 (株)

・(株)ロック・フィールド静岡ファクトリー (2月予定)

社員食堂で食べ残しがないように企業担当者、栄養士と話をし、消費者庁のポップを利用してもらうなどの啓発を行った。

③3010 食品運動の呼びかけの実施

宴会や会食の際の乾杯後の30分とお開き前の10分間は席に座り料理を楽しみましょうという食べ残しを減らすことを目的とした運動であり、磐田市でも環境省で作成されたポップを12～1月にかけて、企業訪問を行いながら配布し、呼びかけを行った。



④生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付。

設置基数 64基 (申請件数 57件) (令和8年1月末現在)

また、ホームページの内容を見直し、補助を利用した方の生の声を掲載し、利用の促進を図るよう充実。

⑤古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、回収団体に回収量に応じて奨励金を交付。

回収量 約735t (登録団体数 104団体) (令和8年1月末現在)

(3) プラスチックごみ削減に関する取組み

① プラスチック一括回収の周知（説明会、動画作成）

令和8年度開始のプラスチックの一括回収を市内全域でスムーズに開始できるように交流センターを会場とした説明会を10か所、その他団体への説明会を4か所を実施。市ホームページからも発信できるように、ごみ対策課で周知のための動画を作成。市役所本庁舎展示コーナーで2月、中央図書館展示コーナーで3月に周知のための展示を行う。



② 使用済ペンの回収を開始

8月からリサイクルステーションと本庁舎南側出入り口に回収ボックスを設置し、ボールペンやマーカー、シャープペンシルなどが対象で、回収できたものをメーカーへ送り、プラスチックでできているペンのリサイクルに繋げる。

(4) ごみの適正処理に関する取組み

① 家庭ごみ分別ガイドブックの作成

3年ごとにガイドブックを改訂。令和8年度からのごみの出し方変更点を周知するため全戸配布。

「プラスチック製容器包装」→「プラスチック」品目の変更。

外国語版 英語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語



② ごみ集積所設置費補助事業の実施

ごみ収集の利便と環境美化を図るため、ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付。

交付件数 30件 補助金額 2,608,000円 (令和8年1月末現在)

(5) 最適なごみの処理体制に関する取組み

① 充電式小型家電のごみ出し方法を変更（ごみ処理施設での発火防止対策）

10月から充電式小型家電を地域のごみ集積所に

「有害ごみ」として出せるよう変更。

発火防止のための啓発動画を作成し、HPに掲載。

プラスチックのごみ出し方法と同様、変更点として市内で説明会を実施した。



② 磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化

焼却灰やガラス・陶器の処理を民間施設に委託して効率的・安定的に資源化するとともに、最終処分場への埋立処分量の削減を図る。

資源化量 焼却灰 3,076t、ガラス 16t、陶器 36t (令和8年1月末現在)

参考：ごみ減量関連報道・イベント等一覧

令和7年度

【報道】

10/15 広報いわた「もったいない！減らそう食品ロス」

12/25 静岡「厚生会館の古い襖が“キャンバス”に」

1/7 スポニチ「静岡 BR と磐田市エコ活動 食品ロス&プラごみ削減」

【イベント等】

5/3 静岡ブルーレヴズホストゲームにてごみ減量啓発ブース出展（ヤマハスタジアム）

5/30 ごみゼロの日リユース促進「530(ごみゼロの日にみんなでごみを減らすっぺい!)」（見付どっさり市）

8/1～31 フードドライブ実施(クリーンセンター内ごみ対策課)

8月～9月ごみ出し方法の変更(プラスチックごみ・充電式小型家電)に関する説明会

9/19 ダンボールコンポスト講座(池田交流センター)

9/20 キッズエコフェス(青年会議所主催(今之浦公園))

10/1～12/25 展示「ごみ減量!食品ロスってなんだろう?」(本庁、にこっと、中央図書館)

11/26～12/11 展示「ごみ減量!リサイクル」(ららぽーと磐田店内 磐田市情報館)

12/4 静岡県産業大学冠講座「磐田市におけるごみ減量の取組み」

12/13 食品ロス削減読み聞かせイベント(にこっと)

12/28 静岡ブルーレヴズホストゲームにてごみ減量啓発ブース出展(ヤマハスタジアム)

1/5～30 フードドライブ実施(クリーンセンター内ごみ対策課)

3/12(予定)ダンボールコンポスト講座(御厨交流センター)



5/3 食品ロス削減ブース出展(ヤマハスタジアム)



12/13 食品ロス削減読み聞かせ(にこっと)



11/26～12/11 展示(ららぽーと磐田店内 磐田市情報館)

市制施行20周年記念事業 ごみ減量PR標語を大募集

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)

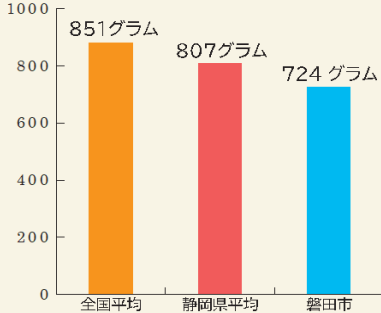
☎0538-37-4812

FAX0538-36-9797

オール磐田でごみ減量

磐田市は、市民・事業者などの皆さんのご協力により、1人1日あたりのごみ排出量が全国や県平均を下回る少ないことになっています。

また、20年前の排出量784グラムから令和5年度は724グラムと60グラムも減量できています。



▲1人1日あたりのごみ排出量 (令和5年度)
※環境省一般廃棄物処理実態調査より

市では、「リユース」を促進するため、地域情報サイト「ジモティー」と不用品売却仲介サイト「おいくら」とそれぞれ協定を締結し、ごみの減量を目指しています。

ジモティー

不用品を個人に譲渡できるサービスです。市では磐田市クリーンセンターに搬入された可燃ごみや収集した粗大ごみのうち、捨てた方の許可を得たものを出品し、無料で譲渡しています。

おいくら

不用品の買取価格をまとめて比較し売却できるサービスです。おいくらサイトを通じて一度に複数の買い取り店へ無料で査定依頼を出すことができます。



▲ジモティー



▲おいくら

市制施行20周年を記念して、オール磐田でさらにごみを減らすため、「ごみ減量PR標語」を募集します。多くの方のご応募をお待ちしております！

テーマ

- 「ごみを減らす工夫」
- 「リサイクルの心がけ」
- 「食品ロス・プラスチックごみの削減」

応募部門

- 小学生以下の部
- 一般の部 (中学生以上)

応募資格

市内在住の方(応募は1人1点まで)

応募方法

- 市ホームページから電子申請
- 郵便はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、部門(①か②)、小中高生は学校名・学年、応募作品を記入し郵送で「ごみ対策課(〒438-0061 刑部島301)へ」
- 専用の応募用紙に記入して、ごみ対策課・環境課(西庁舎1階)、各支所に設置の応募箱へ

応募期限

9月9日(火)

※当日消印有効



▲電子申請

審査

各部門3点、合計6点の優秀賞を選手
※12月頃に結果を発表します

表彰

表彰式で賞状と副賞(20周年ロゴ入り記念品)を贈呈



▲副賞の記念品

※副賞や副賞のデザインは変更の可能性がります

受賞作品は令和8年度の「ごみ分別ガイドブック」「ごみカレンダー」に掲載

注意事項

- 応募作品は未発表で、自分で考えたものに限ります
- 応募作品は返却しません
- 個人情報以外の目的に使用することはありません
- 採用作品の著作権は磐田市に帰属するものとします

令和4年度ごみ減量PR受賞標語

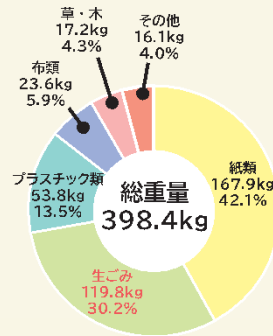
「ミゼロは一人一人の心がけ」
「ライシャツが台拭きになり今雑巾」

生ごみダイエットを 始めてみませんか？

生ごみ堆肥化容器購入費補助制度のご案内

家庭から出される「ごみ」の内容物調査を行った結果、全体の3割が「生ごみ」で、紙類に次いで2番目に多いことが分かりました。ごみ減量の取り組みの一つとして生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入費補助制度があります。生ごみを堆肥化して資源を有効活用してみませんか？

令和5年度磐田市可燃ごみ
内容物調査結果



生ごみ堆肥化容器の 購入費補助制度

▶対象となる物

※電気を使用する生ごみ処理機を除く

・コンポスト型容器

底部がなく地面に直接設置する容器



・EM ぼかし容器

庭や畑のない場所で設置できる密閉された容器



・バッグ型容器

コンパクトで室内やベランダでも利用できる容器



▶対象者

市内在住者

▶補助額

・1基あたり容器購入費用の2分の1で上限3,000円(100円未満切り捨て)

※商品券や各店が発行するポイントなどで支払われた部分は対象外

・年度ごとに1世帯2基まで

▶申請

・ごみ対策課、環境課、各支所の窓口で申請

・市ホームページより電子申請も可

※詳しくは市ホームページをご覧ください



▲電子申請

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)
☎ 0538-37-4812
FAX 0538-36-9797



ページ番号
1005984

災害時のごみ収集

ごみの取り扱いを確認しておきましょう

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)
☎0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

近年、台風やゲリラ豪雨、地震などによる災害が各地で発生しています。

こうした災害時には、通常の「生活ごみ(家庭ごみ)」の他に、大量の「災害廃棄物」が発生します。日頃から災害に備え、これらの処理方法について確認しておきましょう。

荒天時の生活ごみの収集

大雨、洪水などによる道路封鎖や大規模地震によるインフラ施設の崩壊などの非常事態を除き、荒天時でも基本的に生活ごみは収集します。

ただし、暴風時のごみ出しは、ごみの散乱や飛来物によるけがの危険がありますので、お急ぎでない場合は次回収集日に出すことをお勧めします。

生活ごみの収集が停止した場合

大規模災害などが発生した時は、被災の状況により生活ごみの収集が一時

的に停止する場合があります。この場合は、市ホームページなどでお知らせします。収集再開のお知らせがあるまで、集積所へのごみ出しをお控えください。

収集は、生ごみや使用済みの紙オムツ、携帯トイレ(凝固剤で適切に処理されたもの)などの「可燃ごみ」から、順次再開していきます。収集再開のお知らせを確認した後に、ごみ集積所へお持ちください。



台風などで出たごみ

大規模災害ではないものの、台風などの影響で屋外にあったものが破損するなど思わぬごみが発生することがあります。こうしたごみは通常どおり分別した上で指定された収集日に、地域のごみ集積所へお持ちください。

強風などで自分の敷地に飛来したト

タンなど所有者不明のごみ(飛来ごみ)についても通常の分別ルールに従って、ごみ集積所へのごみ出しをお願いします。



災害廃棄物の処分

災害廃棄物とは、大規模な災害などにより壊れた家具や家電、家屋の損壊で発生した木くず、金属くず、瓦などのことです。こうした災害廃棄物は広範囲で大量に発生します。

このような時は、市が必要に応じて災害廃棄物の仮置場を設置する場合があります。仮置場には必ず分別してから持ち込んでください。設置状況は、市ホームページなどでお知らせします。

※災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所

仮置場まで運べない場合

仮置場まで遠いなどの理由で運ぶことができない時は、自治会などで定められた地域の公会堂や空き地などにまとめてください。市で順次回収しますので、ごみ対策課にご連絡ください。

大規模災害が発生した場合に備え、

ごみの分別看板

地域で災害廃棄物の仮置場を設置する場合でも、分別は必要不可欠です。

各自治会で分別看板の活用を検討されている場合、ラミネート加工(A3版)した分別用の看板を提供します。自治会で必要数などを取りまとめてごみ対策課にご連絡ください。



▲分別して出された災害廃棄物

使用済みペンなどの回収ボックスを設置しました

ご家庭で処分に困っている使用済みペンなどのプラスチック製筆記用具の回収ボックスを設置しました。

- ▼ところ／市役所本庁舎南側出入口・リサイクルステーション
- ▼利用できる方／市民（事業所や店舗は対象外）
- ▼回収対象品／ボールペン、マーカー、サインペン、シャープペンシル、修正テープなど
- ▼回収できないもの／鉛筆、のり、消しゴム、定規、筆箱、金属が主である筆記用具など

ごみ対策課 ☎ 37-4812
FAX 36-9797

広報いわた 10月号

ページ番号
1014219

リユースで530を 目指そう！

ごみゼロ

リユースサイト『おいくら』を活用しよう

ごみ対策課
(クリーンセンター内)
☎ 0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

市のリユース事業

リユースとは、使用済みの製品を繰り返し使用することです。家庭で不要になったものをごみとして捨てるのではなく、リユースサイトなどを利用することでごみが減り、持続可能な社会の実現につながります。

市はリユースサイト『おいくら』と連携協定を結んでいます。

「おいくら」とは？

株式会社マーケットエンタープライズが運営するリユースサイトで、不用品の買取価格をまとめて比較し、売却できるサービスです。不用品を売りたい方が「おいくら」を通じて依頼をすると、全国の加盟リサイクルショップが一括査定します。一度の依頼で買取価格をまとめて比較し、売却できる手軽なツールです。



▲おいくら

「おいくら」一括査定の流れ

Step 1	不要品の商品情報を入力して査定を依頼	
Step 2	届いた査定結果を比較して買取店を選択	
Step 3	手間なくお財布にも優しい不要品処分が完了！	

ごみのリユースに関する展示

リユースやリサイクルに関する展示を行います。クイズもあるので、ぜひご参加ください。

とき 11月26日(水)～12月14日(日)
ところ ちらぼーと磐田1階

磐田市情報館



ページ番号
1007658

減らそうー食品ロス

ごみ対策課
(クリーンセンター内)

☎ 0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

10月30日は『食品ロス削減の日』です

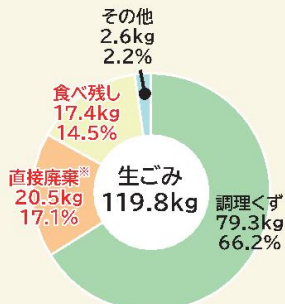
磐田市は、循環型社会の形成を目指すため、市民団体や事業所(21社)49店舗(令和7年3月末時点)と「食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組みに関する協定」を締結し、食品ロスの削減に取り組んでいます。食品ロスを減らすため、食べ物を「買い過ぎず」「使い切る」「食べ切る」などで、できることから始めましょう。

食品ロスってなんだろう?

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまっている食品のことです。日本では、年間で数百万トンもの食品が廃棄されています。これは国民1人あたりに換算すると、毎日おにぎり1個分に相当します。

令和5年度「磐田市可燃ごみ内容物調査」によると、市内の家庭から排出される食品ロスの量は年間約2,310トンで、食べ残しや未開封・未使用のまま捨てられている食品が生ごみのうち約3割を占めています。

令和5年度磐田市可燃ごみ内容物調査結果



※全く、またはほとんど手をつけられずに廃棄された食品

買い過ぎを防ぐ

- ・ 買い物前に冷蔵庫の中身を確認しましょう
- ・ 冷蔵庫の中を整理して、賞味期限の近いものから手前に置きましょう
- ・ まとめ買いは慎重に。必要な分だけ購入するのも1つの方法です

食材を使い切る

- ・ 一度に使い切れない野菜や肉は下処理して乾燥保存や燻製、冷凍などで長持ちさせましょう
- ・ 調理する時は、残っている食材から優先的に使いまししょう
- ・ 野菜の皮や茎も工夫次第でおいしく調理できます。ニンジンやダイコンの皮、ブロッコリーの茎、ダイコンの葉やキャベツの芯、カボチャの種なども、調理の仕方でおいしく食べられます。シメジやエノキの石づきは、おがくずの付いた部分以外食べることもできます



▲未使用・未開封のまま捨てられた食品

食べ切る

- ・ 家族の予定や体調を考慮してメニューを考えるなど、食べ切れる量を調理しましょう
- ・ 作り過ぎて残った料理は、リメイクやアレンジレシピで活用しましょう

食品ロス削減レシピ

「使い切り」ブロッコリーの茎海苔巻き

栄養のあるブロッコリーの茎を海苔巻きにして、子どもにも食べやすくしました。

材料(2人分)

- ・ ブロッコリーの茎 1本分
- ・ 梅干し大 2分の1個
- ・ おにぎり用の細長い海苔 3枚

作り方

- ① 茎を細長く切り、串がとおるくらいまで茹でて、塩にあげます。
- ② ①と種をとり細かくした梅干をあえて、海苔で巻いて完成!

コツ・ポイント

作る工程も簡単なので、子どもと一緒に作るのも楽しいです。



(出典)
消費者庁のキッチン
長野県松本市
「第3回もったいない
クッキンググランプリ」
受賞レシピ
(考案：向山由麻さん)

広報いわた 12月号

年末年始のごみの搬入

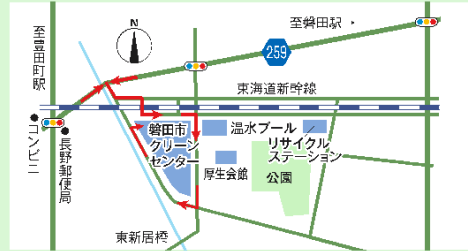
磐田市クリーンセンターは12月31日(水)～1月4日(日)の期間、リサイクルステーションは12月31日(水)～1月3日(土)の期間、休場します。また中遠広域粗大ごみ処理施設は、12月27日(土)～1月4日(日)の期間、休場します。(開場日の詳細はP3参照)

☎ごみ対策課 ☎37-4812 ㊚36-9797 ページ番号：1006281

磐田市クリーンセンターへのごみの搬入

年末年始は施設を利用される方が多く、大きな渋滞が発生します。渋滞が発生した場合、施設への搬入経路を右図の矢印のとおり規制します。混雑時は、係員の指示に従ってください。

混雑解消のため、少量のごみは家庭ごみ収集カレンダーに従って、地域のごみ集積所に出していただくようご理解とご協力をお願いします。



施設別の受入ごみ

施設名 (住所)	ごみの種類	費用
磐田市クリーンセンター (刑部島 301)	可燃ごみ	有料 (10kgあたり157円)
リサイクルステーション (新島 252-2)	プラスチック製容器包装 (指定袋に入れる)、空き缶 (スプレー缶を含む)、空きびん、ペットボトル、廃食用油 (植物性に限る)、古紙、古着 (汚れた衣類は除く)、乾電池、蛍光管、使い捨てライター、パソコン、スマートフォン、携帯電話、金属製品 (なべ、フライパン、やかん、一斗缶)、ガラス (食器、花瓶、板ガラス) ※割れていても可、陶器 (食器、花瓶、植木鉢) ※割れていても可、羽毛布団 (ダウン率50%以上に限る)、インクカートリッジ (トナーカートリッジは対象外)、ハブラシ (歯間ブラシは対象外)、小型充電式電池 (リサイクルマークのあるもの)、加熱式たばこ、電子たばこ、携帯型扇風機などの充電式小型家電、使用済みペン(プラスチック製のみ)	無料
中遠広域粗大ごみ処理施設 (新貝 59-1)	金物・小型電化製品、有害ごみ、埋立ごみ	有料

年末年始のし尿汲み取り

し尿の汲み取り業者の年末年始の休みは下記のとおりです。年内の汲み取りを希望される方は、下記申込期限までにお申し込みください。 ☎ごみ対策課 ☎37-4812 ㊚36-9797 ページ番号：1006281

地区名	業者名	電話番号	申込期限	休み
磐田	㈱磐田クリーンサービス	☎32-3813	12月25日(水)	12月28日(日)～1月4日(日)
	㈱ハシモト	☎36-0031	12月24日(水)	
福田・竜洋・豊田	磐南浄化槽㈱	☎36-0051	12月25日(水)	12月27日(土)～1月4日(日)
豊岡	天竜二俣清掃㈱	☎053-544-6688	12月23日(火)	

資源ごみは集団回収で リサイクル

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)

☎0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

資源集団回収を始めませんか？

資源集団回収とは

自治会や子ども会・PTA・その他
営利を目的としない団体など、地域の
皆さんが家庭から出る再生利用可能な
資源を集め、契約した資源回収業者に
引き渡すリサイクル活動です。

古紙等資源集団回収事業奨励金とは

市は事前に登録した団体に対し、回収
した資源物の売却金とは別に、市から収
集費等1kgにつき4円を奨励金として団体
に交付します。奨励金の対象品目は、古
紙(新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・
シュレッダー紙)、空き缶、古布、空きビ
ンです。

資源集団回収のメリット

令和5年度は、資源集団回収により、
1277団体から約1380トンの資源物
が回収されました。こうした活動は、家
庭ごみの減量化と資源化につながる

ともに資源の大切さを知ることができま
す。また、市からの奨励金は団体の活動
費として活用できます。詳細は市ホ
ムページをご覧ください。

※資源集団回収についてお困りことがあ
りましたらお気軽にご相談ください。

活動団体の声

- ・資源ごみに対する意識が変わった
- ・資源回収による収入や奨励金は活動費として役立っている
- ・地域の皆さんと回収作業を行うことで地域コミュニティの活性化につながった



▲ホームページ

2 令和8年度主な取組み（案）について

資料2

◎磐田市一般廃棄物処理基本計画の見直し

令和4年から13年までの10年間の計画を中間年度である8年度に見直し、数値目標の設定や社会情勢の変化に対応したものとする。

(1) 3Rの推進に関する取組み

①親子SDGs体験講座の開催

親子でごみ減量について考える機会となるよう、夏休み期間中に講座を計画。



②「資源循環アワード」の実施

市民・企業・団体等による資源循環の取組を紹介し、表彰することで、循環型社会推進の機運を高めることを目的とし、市内全体のSDGsへの積極的な取組みに繋げる。

③民間企業と連携したリユースの推進

不用品を個人に譲渡・販売する「ジモティー」や不用品を一括査定する「おいくら」を市民に利用してもらい、廃棄以外の方法でごみの資源循環に繋げる。

(2) 食品ロス削減に関する取組み

①可燃ごみ組成調査を実施

家庭ごみの約9割を占める可燃ごみの内容物調査を行い、ごみの減量施策を検討するとともに、食品ロスの実態把握と基礎資料として活用する。（3年毎に実施）

②食品ロス削減PRイベントを実施

ブルーレヴズのホームゲームにてブースの出展を行う等、啓発PRイベントを消費者協会や協定事業者と連携して実施。



(3) プラスチックごみ削減に関する取組み

①プラスチック一括回収の実施

令和8年度開始のプラスチック一括回収を市内全域でスムーズに実施できるよう広報やSNSで周知する。ごみ集積所への看板設置等を行い、円滑な実施に結び付ける。

(4) ごみの適正処理に関する取組み

①家庭ごみ分別ガイドブックによる分別の周知

令和8年度からのごみの出し方の変更点を主に周知するため、新たなガイドブックを使用し分別への理解を深める。



(5) 最適なごみの処理体制に関する取組み

①リサイクルステーション（常設）の開設

市民の排出環境を図るためのリサイクルステーション（常設）を引き続き開設し、利便性を向上することで資源ごみの循環サイクルを整える。

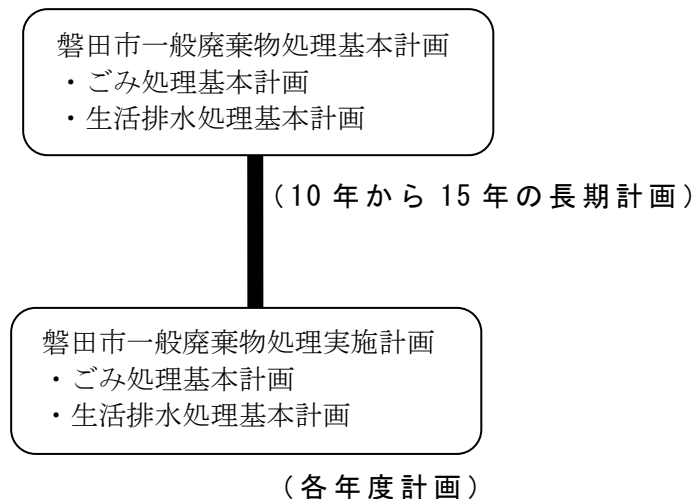
3 令和 8 年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）について

①一般廃棄物処理計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、令和 3 年度に令和 4 年度から 10 年間の計画を策定しています。

（参考）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 6 条 1 項 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。



②磐田市一般廃棄物処理実施計画（令和 8 年度）

令和 8 年 3 月に、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間の計画期間とした実施計画を策定します。

《計画の主な内容》

第 1 節 総則

目的、計画期間、計画区域

第 2 節 ごみ処理実施計画

基本方針、ごみの排出量見込み、ごみの排出抑制のための方策に関する事項
収集運搬計画、適正処理等、中間処理計画、最終処分計画

一般廃棄物処理業の許可に関する方針

第 3 節 生活排水処理実施計画

基本方針、生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み
収集運搬計画、中間処理計画

③令和 8 年度磐田市一般廃棄物処理実施計画策定のポイント

- ・ 磐田市一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、令和 7 年度の実績値を参考にごみ排出量の見込みを設定。

令和 8 年度
磐田市一般廃棄物処理実施計画

(案)

令和 8 年 3 月

磐 田 市

目 次

第 1 節 総則 1

第 2 節 ごみ処理実施計画 2

第 3 節 生活排水処理実施計画 11

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条に基づき、令和8年度磐田市一般廃棄物処理実施計画を定める。

第1節 総則

1 目的

本計画は、令和8年度における一般廃棄物等の処理に関して、市民・事業者の理解と協力による3Rの推進に向けた取組み、収集運搬、中間処理、最終処分等に係る計画を定め、廃棄物の減量や資源化を推進するとともに、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

また、SDGsの目標達成にも貢献していくものである。

《廃棄物処理におけるSDGs》



2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 計画区域

磐田市全域

第2節 ごみ処理実施計画

1 基本方針

- (1) 市民・事業者の理解と協力による3Rの推進
- (2) ごみの適正処理の推進
- (3) 最適なごみ処理体制の構築

2 ごみの排出量見込み

- (1) 令和8年度ごみの排出量見込み

排出量見込み	排出量	可燃ごみ	資源にするごみ	埋立ごみ
定期収集ごみ量	24,740t	21,750t	2,760t	230t
直接搬入ごみ量	※ 16,285t	※ 15,300t	780t	205t
合計	39,025t	35,050t	3,540t	435t

※令和7年4月より受入れしている掛川市・菊川市衛生施設組合分2,000t（最大）を含む

3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

- (1) 3Rの推進に関する主な取組み

- ① 循環型社会推進の機運を高めるために、市民・企業・団体等の共創による資源循環の取組みを紹介する表彰制度「資源循環アワード」を実施し、市内における全体のSDGsへの積極的な取組みに繋げる。
- ② ごみ発生抑制のため、市民や事業者による多量の枝木や草などの搬入について、再生活用業者への搬入を促進する。また、公共施設から出る刈草・剪定枝についても再生活用し、資源化する。
- ③ 磐田市クリーンセンター・中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入された家具等の粗大ごみのうち、まだ使える物を地域情報サイト「ジモティー」に出品し、必要な方に無料で譲渡する事業を推進する。
- ④ まだ使える物を一括で査定し、売却できる「おいくら」のサービスを提案し、家庭で不要となった物を廃棄以外の方法で、ごみの資源循環に繋げる。
- ⑤ 資源回収の奨励金交付と生ごみ堆肥化容器の設置費補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- ⑥ 市民に紙類のリサイクルを意識してもらうため、雑がみ530（ごみゼロ）スタンプラリーを実施する。
- ⑦ 市役所やひと・ほんの庭にこっとの展示スペースで3Rやプラスチックごみ削減、食品ロス削減等の啓発活動を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

- (2) 食品ロス削減に関する主な取組み

- ① 家庭ごみにおける可燃ごみの組成調査を行い、ごみの減量施策の参考にするとともに、食品ロスの実態把握のための基礎資料として活用する。

- ② 食品ロス削減を啓発するイベントを消費者協会や協定事業者と連携して実施。
 - ③ 家庭や事業所で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じて、フードドライブ事業を推進する。
- (3) プラスチックごみ削減に関する主な取組み
- ① プラスチック資源循環促進法に対応するために、プラスチック一括回収を実施する。
 - ② マイボトルやマイバッグの持参を推進することで、使い捨てプラスチック製品の排出抑制やプラスチックごみの削減に努める。
 - ③ 磐田市クリーンセンターへ自己搬入され焼却していたプラスチック粗大ごみを資源化し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
 - ④ マイバッグの利用促進や、レジ袋削減に取り組むため、市ホームページ等で啓発する。
- (4) ごみの適正処理に関する主な取組み
- ① 新たなごみ分別ガイドブックを使用し、ごみ出し方法の変更点等の周知と、分別への理解を深める。
 - ② プラスチックの一括回収によるごみ出し方法の変更に伴い、外国人向けにも対応できるよう動画の作成を実施する。
 - ③ ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付する。
 - ④ 自己搬入の手段を持たない家庭に、有料で戸別収集を実施する。
 - ⑤ 特別な事情があり、ごみ袋の記名が難しい方に記号を割り当てる手続きを実施する。
 - ⑥ 雑がみ袋をPRイベントや協定事業者と連携して配布し、雑がみのリサイクルを啓発する。
 - ⑦ 事業者向けのごみの分け方・出し方パンフレットを利用し、市内事業所への配布や、市ホームページで排出者責任や適正処理、リサイクル等の周知、啓発をする。
 - ⑧ 外国人向けごみ分別ガイドブックを利用し、ごみの適正処理を周知、啓発する。
 - ⑨ 磐田市クリーンセンターで展開検査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみから紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や法第7条第1項の規定により本市が許可した収集運搬業者（以下、「許可業者」という。）に対し可燃ごみに産業廃棄物を混入しないよう指導を行う。
 - ⑩ 審議会を開催し、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項、その他必要な事項について審議する。
- (5) 最適なごみ処理体制に関する主な取組み
- ① 市民が排出した廃食用油をコンテナ方式で回収し、バイオディーゼルに精製し、軽油の代替燃料として、市の収集車に使用する。
 - ② 磐田市クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。
 - ③ 焼却灰やガラス、陶器の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的な資源化を行う。
 - ④ 大規模地震や台風などの災害廃棄物仮置場設置に対応するため、資材拡充を図る。

4 収集運搬計画

(1) 家庭系廃棄物

① 収集運搬体制

市の委託による収集運搬又は施設への自己搬入を基本とし、対応できない廃棄物については、市による粗大ごみ戸別収集制度の利用又は排出者から許可業者（別表 1-1）への委託による収集運搬とする。

② 分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、地域のごみ集積所に排出する。

分別区分	排出方法	収集回数
可燃ごみ	①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束又は2袋まで排出可能とする。 ③1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	週2回
空き缶	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。	月1回
空きびん	無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
ペットボトル	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
廃食用油	ペットボトル等の空き容器に入れ、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
プラスチック	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。	週1回
金物・ 小型電化製品	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	月1回
有害ごみ	市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。(電池、水銀入り体温計、蛍光管など)	

埋立ごみ	①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は 30 cm×50 cm×120 cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に 2 袋まで、かつ 1 袋の重量は、概ね 8 kg以内とする。	月 1 回
------	--	-------

③ 収集運搬方法

市から委託された事業者が、「家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書」に定められた方法で収集運搬することを基本とし、対応できない廃棄物については市、排出者又は許可業者の許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

(2) 事業活動に伴う一般廃棄物

① 収集運搬体制

排出事業者又は許可業者（別表 1 - 2）とする。

② 収集運搬方法

排出事業者又は許可業者の許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

③ 処理の方法及び処理主体

可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入し、焼却又は市が認めた民間処分業者へ搬入するものとする。

(3) 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物

① 収集運搬体制

法施行規則第 2 条第 2 号の規定により市から収集運搬の指定を受けた事業者（別表 2）又は許可業者（別表 1 - 1 及び 1 - 2）とする。

② 収集運搬方法

指定を受けた車両又は許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

③ 処理主体

法施行規則第 2 条の 3 第 2 号の規定により市から一般廃棄物再生活用の指定を受けた事業者（別表 3）に搬入の上、処理及び処分するものとする。

(4) 粗大ごみ等の一般廃棄物

① 市が指定する処理施設へ搬入する。

② 自己搬入の手段を持たない世帯等は、市の粗大ごみ戸別収集又は許可業者（別表 1 - 1）を利用する。

(5) 資源ごみの回収

リサイクルステーションを開設し、資源ごみを無料で回収する。

受入日時		実施場所	
月～金曜日 (年末年始を除く)	8:30～ 17:00	リサイクルステーション	新島 252-2
毎週日曜日・祝日 (土曜日、年末年始を除く)	9:00～ 12:00		
第2日曜日	9:00～ 12:00	福田交番西向かい	福田 2483
第3日曜日		竜洋古紙ストックヤード	平間 1613-1
		豊岡支所東側駐車場	下野部 57-1
第4日曜日		磐田市防災備蓄ステーション(旧豊田支所)北側駐車場	森岡 150

5 適正処理等

(1) 在宅医療廃棄物

- ① 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。
- ② ①以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物(内容物や付着物等)を事前に除去し、分別区分に従い、家庭系廃棄物として処理を行う。

(2) パソコン及び携帯電話(タブレット型端末含む)

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

(3) 充電式小型家電

リサイクルステーションに自己搬入していた「電池が取り出せない充電式小型家電」を地域の集積所でも「有害ごみ」として回収する。

(4) その他

① 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。)は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

② 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、市で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

③ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

(5) 市が収集しないごみ

① 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

品目	処理の方法
特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。） 施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。
自動車	排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。
自動二輪車 （原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定取引窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。

② 処理施設において処理が困難なごみ

品目	処理の方法
プロパンガスボンベ（家庭用カセットボンベを除く。）	排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。
ガソリン、灯油、 オイル（植物性油を除く）	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
自動車・自動二輪車の解体部品 （タイヤ、ホイール、 ドア、燃料タンク等）	排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。

大型バッテリー、ピアノ、太陽光パネル、石膏ボード、農薬などの薬品	排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。
その他の処理困難物	専門業者又は購入店に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとする。

6 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

施設名 (所在地)	処理能力 処理方法	ごみ種類	中間処理 計画量	資源化 計画量
磐田市クリーンセンター (磐田市刑部島 301)	・112t/日×2炉(焼却炉) ・ストーカ式焼却炉	可燃ごみ	<u>35,049</u> t	<u>3,840</u> t

(2) 資源ごみ

施設名 (所在地)	処理能力 処理方法	ごみ種類	中間処理 計画量	資源化 計画量
中遠広域粗大ごみ処理施設 (磐田市新貝 59-1)	・49.2t/日 ・破砕：二軸せん断式破砕 衝撃せん断式破砕 ・選別：磁力選別・風力選別 ・圧縮：油圧プレス 油圧圧縮梱包 ・保管可能容量：132 m ³	プラスチック	<u>1,400</u> t	<u>1,390</u> t
		金物・ 小型電化製品	<u>875</u> t	<u>525</u> t
		有害ごみ パソコン 携帯電話	<u>72</u> t	<u>72</u> t
		ガラス・陶器	<u>49</u> t	<u>49</u> t
磐田広域リサイクルセンター (磐田市小中瀬 722)	・保管可能容量：658 m ³	空きびん	<u>585</u> t	<u>580</u> t
		ペットボトル	<u>145</u> t	<u>140</u> t
民間施設	—	空き缶・ スプレー缶	<u>160</u> t	<u>160</u> t
		廃食用油	<u>30</u> t	<u>30</u> t
		古紙・古布	<u>205</u> t	<u>205</u> t
		ガラス・陶器 羽毛布団 使い捨てライター 金物	<u>68</u> t	<u>68</u> t

7 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

施設名 (所在地)	施設規模 埋立方式	処理対象物	最終処分 計画量
中遠広域一般廃棄物最終処分場 (周智郡森町一宮 3606-3)	・埋立容量：199,806 m ³ ・準好気性埋立 (セル・サンドイッチ方式)	埋立ごみ	129t
		処理残渣	210t
民間施設	—	埋立ごみ	257t

8 一般廃棄物処理業の許可に関する方針

法第7条第1項及び法第7条第6項に基づく一般廃棄物処理業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

一般廃棄物処理業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の処理が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物処理業者の新規許可について

本市及び既存の許可業者による一般廃棄物の収集又は運搬が困難な状況にはないため、法第7条第5項又は法第7条第10項の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規許可は行わない。ただし、一般廃棄物の処理が困難と判断した場合は、この限りではない。

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可範囲の見直し

引越しや遺品整理で発生した多量の粗大ごみ等を処理施設に自己搬入できない方を対象に、磐田市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者が、有料で本人に代わって処分を行うことができる制度を令和5年4月1日から開始した。

なお、家庭系廃棄物の収集運搬許可を付与するのは、以下の条件を満たす者とする。

- ・磐田市内に主たる営業所である本社を有する者であること。
- ・磐田市一般廃棄物収集運搬業の許可（取り扱いの種類 厨芥類、木屑、紙、布）を有している者であること。

別表 1-1 家庭系一般廃棄物収集運搬業許可事業者一覧（令和 8 年 4 月 1 日現在）

名 称	所 在 地	備 考
(有)大橋商事	磐田市池田 703-1	積替保管有
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内 1750-3	
(有)深田商店	磐田市下野部 1138-2	
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 634-1	
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷 231-32	積替保管無
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅 1220-18	
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	

別表 1-2 事業系一般廃棄物収集運搬業許可事業者一覧（令和 8 年 4 月 1 日現在）

名 称	所 在 地
(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内 248-5
(有)池上産棄クリーン	磐田市高見丘 515
(有)大橋商事	磐田市池田 703-1
(有)オカダ商店	浜松市中央区楊子町 1121-8
(株)紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原 110
(有)久野商店	浜松市中央区崩野町 <u>221-2</u>
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷 231-32
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅 1220-18
(株)三共	浜松市中央区田尻町 203-1
(株)タマヤ	浜松市中央区鶴見町 2500-3
東海環境整備(株)	磐田市岩井 2037-3
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内 1750-3
(有)深田商店	磐田市下野部 1138-2
富士勝飼料(株)	浜松市中央区三方原町 2142-5
丸九環境整備(有)	浜松市中央区瓜内町 241
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 226-4
(株)山本エコロジーサービス	浜松市中央区神田町 758
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 634-1
(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 41
(株)ミダックライナー	浜松市中央区有玉南町 2163

別表2 再生輸送業者一覧（令和8年4月1日現在）

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 767-25
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 460-2

別表3 再生活用業者一覧（令和8年4月1日現在）

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 767-25
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 226-4
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 460-2

第3節 生活排水処理実施計画

1 基本方針

- (1) 公共下水道：整備区域内における下水道接続への啓発・指導
- (2) 農業集落排水施設：西島・玉越地区及び敷地地区の施設の適正な処理
- (3) 合併処理浄化槽：補助金制度の活用を促す広報活動
- (4) し尿処理施設：安定した収集業務と整備状況や搬入状況に応じた施設運営・施設管理

2 生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み

- (1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画における令和8年度生活排水処理形態人口見込み

行政区域内人口	165,606人
水洗化・生活雑排水処理人口	150,694人
公共下水道	137,636人
農業集落排水	1,515人
合併処理浄化槽	11,543人
水洗化・生活排水未処理人口	11,467人
非水洗化人口（くみ取り便槽）	3,445人

- (2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

排出量見込み	し尿	浄化槽汚泥
26,100 kℓ	3,100 kℓ	23,000 kℓ

3 収集運搬計画

(1) し尿

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、許可業者による業者間地域割とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田 358-2	磐田地区（区域割有）
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜名区新原2068-1	豊岡地区

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜名区新原2068-1	豊岡地区

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

① 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 清掃を行う者とその清掃地域

許可業者であって、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により許可した事業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜名区新原 2068-1	豊岡地区

③ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

4 中間処理計画

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市衛生プラント	磐田市千手堂 2066	し尿 6 kl/日, 浄化槽汚泥 92 kl/日 直接脱水+希釈・下水道放流